

## 14 税制一覧表（令和5年度）

## 14 税制一覧表(令和5年度)

区分	納税義務者	課税標準及び税率																																										
市民税	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの 3 市内に事務所又は事業所を有する法人 4 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの 5 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	個人 均等割 3,500円 所得割 6/100 法人 均等割 <table style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr><td>1号法人</td><td>年額</td><td>5万円</td></tr> <tr><td>2号法人</td><td>〃</td><td>12万円</td></tr> <tr><td>3号法人</td><td>〃</td><td>13万円</td></tr> <tr><td>4号法人</td><td>〃</td><td>15万円</td></tr> <tr><td>5号法人</td><td>〃</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>6号法人</td><td>〃</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>7号法人</td><td>〃</td><td>41万円</td></tr> <tr><td>8号法人</td><td>〃</td><td>175万円</td></tr> <tr><td>9号法人</td><td>〃</td><td>300万円</td></tr> </table> 法人税割 9.7/100 (平成26年10月1日以後開始の事業年度から適用) 6.0/100 (令和元年10月1日以後開始の事業年度から適用)	1号法人	年額	5万円	2号法人	〃	12万円	3号法人	〃	13万円	4号法人	〃	15万円	5号法人	〃	16万円	6号法人	〃	40万円	7号法人	〃	41万円	8号法人	〃	175万円	9号法人	〃	300万円															
1号法人	年額	5万円																																										
2号法人	〃	12万円																																										
3号法人	〃	13万円																																										
4号法人	〃	15万円																																										
5号法人	〃	16万円																																										
6号法人	〃	40万円																																										
7号法人	〃	41万円																																										
8号法人	〃	175万円																																										
9号法人	〃	300万円																																										
固定資産税	土地、家屋及び償却資産の所有者	課税標準額 × 1.4/100 免税点 <table style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr><td>土地</td><td>30万円未満</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>20万円未満</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>150万円未満</td></tr> </table>	土地	30万円未満	家屋	20万円未満	償却資産	150万円未満																																				
土地	30万円未満																																											
家屋	20万円未満																																											
償却資産	150万円未満																																											
軽自動車税(種別割)	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	原動機付自転車 <table style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr><td>50cc以下</td><td>年額</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>50ccを超え90cc以下</td><td>〃</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>90ccを超え125cc以下</td><td>〃</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>〃</td><td>3,700円</td></tr> </table> 軽自動車 <table style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr><td>二輪車</td><td>年額</td><td>3,600円</td></tr> <tr><td>三輪車</td><td>〃</td><td>3,900円</td></tr> <tr><td>四輪以上 乗用 営業用</td><td>〃</td><td>6,900円</td></tr> <tr><td>〃 自家用</td><td>〃</td><td>10,800円</td></tr> <tr><td>四輪以上 貨物用 営業用</td><td>〃</td><td>3,800円</td></tr> <tr><td>〃 自家用</td><td>〃</td><td>5,000円</td></tr> </table> 小型特殊自動車 <table style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr><td>農耕作業用</td><td>年額</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>〃</td><td>5,900円</td></tr> </table> 二輪の小型自動車 <table style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr><td>被けん引車</td><td>〃</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>被けん引車</td><td>〃</td><td>3,600円</td></tr> </table> ※三輪以上の軽自動車について、平成27年3月31日以前新規登録および登録後13年経過車両は上記の税率と異なります。 グリーン化特例(税率の軽減) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、税率が軽減されます。	50cc以下	年額	2,000円	50ccを超え90cc以下	〃	2,000円	90ccを超え125cc以下	〃	2,400円	ミニカー	〃	3,700円	二輪車	年額	3,600円	三輪車	〃	3,900円	四輪以上 乗用 営業用	〃	6,900円	〃 自家用	〃	10,800円	四輪以上 貨物用 営業用	〃	3,800円	〃 自家用	〃	5,000円	農耕作業用	年額	2,400円	その他	〃	5,900円	被けん引車	〃	6,000円	被けん引車	〃	3,600円
50cc以下	年額	2,000円																																										
50ccを超え90cc以下	〃	2,000円																																										
90ccを超え125cc以下	〃	2,400円																																										
ミニカー	〃	3,700円																																										
二輪車	年額	3,600円																																										
三輪車	〃	3,900円																																										
四輪以上 乗用 営業用	〃	6,900円																																										
〃 自家用	〃	10,800円																																										
四輪以上 貨物用 営業用	〃	3,800円																																										
〃 自家用	〃	5,000円																																										
農耕作業用	年額	2,400円																																										
その他	〃	5,900円																																										
被けん引車	〃	6,000円																																										
被けん引車	〃	3,600円																																										
市たばこ税	市内の小売販売業者に売り渡された製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	売渡し本数×5,692円/1,000本(H30.10.1～) 売渡し本数×6,122円/1,000本(R2.10.1～) 売渡し本数×6,552円/1,000本(R3.10.1～) (旧3級品はR1.10～上記と同等に)																																										
鉱産税	鉱物の掘採の事業を行う鉱業者	鉱物の価格×1/100 (1ヵ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下のとき 鉱物の価格×0.7/100)																																										

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
個人 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日  法人 確定申告 事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内  中間申告(事業年度が6ヶ月を超える場合) 事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した 日から2ヵ月以内	1月1日	個人 普通徴収 特別徴収  法人 申告納付	個人 普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 翌年1月1日～1月31日  特別徴収 徴収した月の翌月10日  法人 申告期限に同じ
償却資産の申告 1月31日	1月1日	普通徴収	1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日
所有者又は使用者になったとき 所有者等となった日から15日以内  上記の申告後、申告事項に変更があったとき その事由が生じた日から15日以内  所有者又は使用者でなくなったとき 所有者等でなくなった日から30日以内	4月1日	普通徴収	全期 5月1日～5月31日
売渡し等があった月の翌月末日	随時	申告納付	申告期限に同じ
鉱物を掘採した月の翌月15日～末日	随時	申告納付	申告期限に同じ

区分	納税義務者	課税標準及び税率
入湯税	鉱泉浴場の入湯客	<p>1人1日につき150円(～R3.3.31)</p> <p>1人1日につき150円 (日帰りの入湯客は75円)(R4.4.1～)</p> <p>課税免除</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 年齢12歳未満の者</li> <li>2 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> <li>3 療養のための長期入湯者</li> </ol>
国民健康保険税	国民健康保険の被保険者である世帯主、又は国民健康保険の被保険者でない世帯主であって、当該世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合の世帯主	<p>基礎課税額 上限65万円</p> <p>所得割 所得金額×7.11/100</p> <p>均等割 29,300円(1人当たり)</p> <p>平等割 22,000円(1世帯当たり)</p> <p>特定世帯は、11,000円(1世帯当たり)</p> <p>後期高齢者支援金等課税額 上限22万円</p> <p>所得割 所得金額×2.33/100</p> <p>均等割 9,500円(1人当たり)</p> <p>平等割 6,700円(1世帯当たり)</p> <p>特定世帯は、3,350円(1世帯当たり)</p> <p>介護納付金課税額 上限17万円 (40歳以上65歳未満の介護保険被保険者)</p> <p>所得割 所得金額×2.22/100</p> <p>均等割 11,600円(1人当たり)</p> <p>平等割 5,900円(1世帯当たり)</p>

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
入湯客から徴収した月の翌月15日	随時	特別徴収	申告期限に同じ
国民健康保険税申告書 3月15日まで。月割課税にあつては納税義務が発生した日から15日以内。 ただし、市民税申告書等が提出されている場合は不要。	4月1日 (月割課税)	普通徴収 特別徴収	普通徴収 1期 7月1日～7月31日 2期 8月1日～8月31日 3期 9月1日～9月30日 4期 10月1日～10月31日 5期 11月1日～11月30日 6期 12月1日～12月25日 7期 翌年1月1日～1月31日 8期 翌年2月1日～2月末日 9期 翌年3月1日～3月31日  特別徴収 徴収した日の属する月の翌月10日